

改 正 案	現 行
(任務及び所掌事務) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。 一〇十二 (略) 十三 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第二十一条第二十一号において同じ。)の作成及び推進に関すること。 十四〇二十六 (略) 五〇七 (略) (内部部局) 第十九条 (略) 2 刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部及び警備運用部を置く。	(任務及び所掌事務) 第五条 (略) 2・3 (略) 4 国家公安委員会は、第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。 一〇十二 (略) 十三 犯罪被害者等基本計画(犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第二十一条第二十号において同じ。)の作成及び推進に関すること。 十四〇二十六 (略) 五〇七 (略) (内部部局) 第十九条 (略) 2 刑事局に組織犯罪対策部を、警備局に外事情報部を置く。

(長官官房の所掌事務) 第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 一 七 (略) 八 所管行政に係る統計に関する事務の総括に関すること。 九 二七 (略)	(長官官房の所掌事務) 第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 一 七 (略) (新設) 八 二六 (略)
(警備局の所掌事務) 第二十四条 (略) 2 (略)	(警備局の所掌事務) 第二十四条 (略) 2 (略)
3 警備運用部においては、第一項第二号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。 (情報通信局の所掌事務) 第二十五条 情報通信局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 (略) (削る)	(新設) (情報通信局の所掌事務) 第二十五条 情報通信局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四 (略) 五 犯罪統計を除く警察統計に関すること。
(管区警察局の設置) 第三十条 (略) 2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。	(管区警察局の設置) 第三十条 (略) 2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名	称	位置	管轄区域
(略)	(略)	(略)	(略)
中国四国管区警察局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	
(略)	(略)	(略)	

(警察支局)

第三十一条の二 管区警察局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方機関として、警察支局を置くことができる。

2 警察支局に、支局長を置く。

3 警察支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 警察支局の内部組織は、内閣府令で定める。

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一 十一 (略)

名	称	位置	管轄区域
(略)	(略)	(略)	(略)
中国管区警察局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	
四国管区警察局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	
(略)	(略)	(略)	

(新設)

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する次に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一 十一 (略)

十二 第二十一条第二十三号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費 十三 第二十一条第二十四号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費 2・3 (略)	十二 第二十一条第二十二号に規定する給付金に関する事務の処理に要する経費 十三 第二十一条第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費 2・3 (略)
--	--